

野市保育所民営化に関する基本方針

令和 8 年 8 月

香南市

1	基本方針の策定にあたって	1
2	民営化の目的	1
3	民営化により期待できる効果	2
4	民営化に対する基本的な方針	2
5	公立保育所から民営化した場合の比較	4
6	民営化により実施する保育内容	4
7	保護者説明会の実施	4
8	移管先法人の選定	5
9	移管先法人への移管方法	5
10	移管先法人への引継方法	6
11	民営化後の香南市の役割	6
12	施設整備に関する補助	7
13	民営化スケジュール	7

1 基本方針の策定にあたって

平成18年3月、新しく誕生した香南市では、合併効果を最大限に高め、質の高い行政サービスを効率的に提供できるよう、組織一体となった取組の指針として行政改革大綱を、具体的な改革目標として集中改革プランを策定し、合併から10年間、行政改革に取り組み、一定の成果を挙げてきました。集中改革プランの実施期間は平成27年度をもって終期としましたが、その後においても新庁舎建設、南海トラフ地震対策等さまざまな課題が山積し、解決に向けた取組を進めてまいりました。

こうした中、令和5年度の一般会計決算において、実質単年度収支が合併以来、初めて赤字となり、収支不足を補うため、財政調整基金を4億円取り崩し、さらには令和6年度においても6億9千万円を取り崩しており、このままではそう遠くない将来重大な財政危機を招くことが想定されています。

本市では、このような厳しい財政状況を踏まえ、「第三次香南市行政改革大綱」（以下「大綱」という。）及び具体的な取組を推進するための「第三次集中改革プラン」（以下「集中改革プラン」という。）を策定し、持続可能なまちづくりを目指し、行政改革に取り組んでおります。

本基本方針は、「大綱」及び「集中改革プラン」に示している「保育所・幼稚園・こども園における民間活力の導入」を推進するにあたって、民営化前から民営化後に至るまでのそれぞれのフェーズでの基本的な考え方・方針等を示したものです。

2 民営化の目的

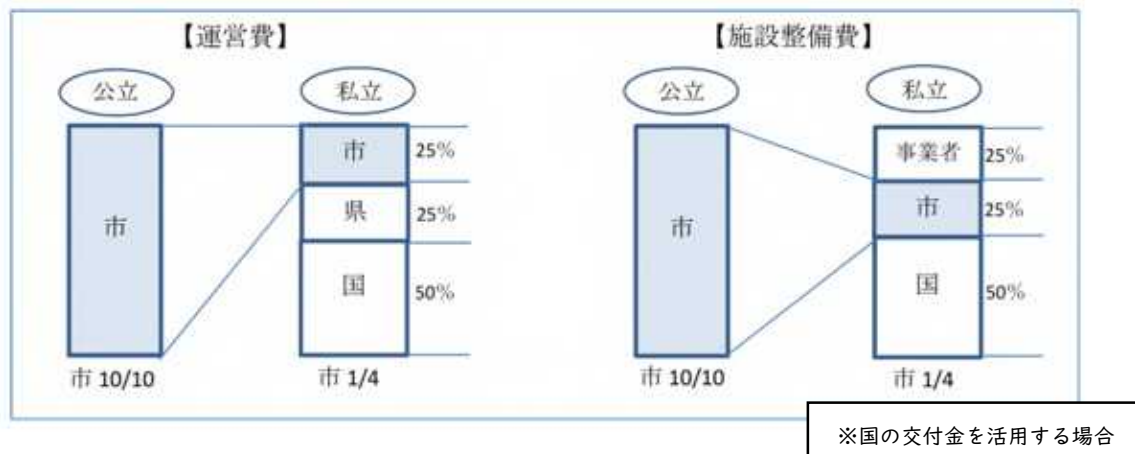
近年、女性の社会進出や就労形態の変化などにより、保育ニーズは年々増加し、その内容も多様化しています。また、保育所等の適正配置化、老朽化した園舎の長寿命化等の課題に対し、今後 もさらなる対応を進めていく必要がある一方で、現在の非常に厳しい財政状況の中、市内の全ての保育所等を公立のまま維持することは困難となっています。

平成16年の国の三位一体の改革により、認可保育所等の施設整備費・施設運営費等は原則、民間保育所等のみが国・県からの財政支援を保障される制度になっており、公立保育所等については、改修等に係る経費について国・県の支援（補助金等）が受けられません。このことから「大綱」及び「集中改革プラン」を踏まえ、公立保育所等を民営化し民間活力を導入することで公私一体となって課題解決に向けた対応を実施していきます。

民営化対象施設は、施設の立地や利用者などの状況から保育需要が高く、継続的に定員確保が見込める施設であることから、野市保育所を選定しました。

3 民営化により期待できる効果

【公立保育所と私立保育所の財源イメージ】



公立の場合は、保育所運営費、施設整備費に係る費用は一定の普通交付税措置がありますが、その多くは一般財源での負担となります。

私立の場合は、保育所運営費を国・県・市が負担します。国が示す公定価格から利用者負担額（保育料）を差し引いた額に対し、国が1/2、県が1/4、市が1/4負担することになります。また、施設整備費は国が1/2、市が1/4、事業者が1/4負担することとなります。（※就学前教育・保育施設整備交付金を活用する場合）

このように、民間法人の施設運営に要する経費については、施設の整備費用、運営費用に対し、国、県からの様々な財政支援を受けることが可能です。国、県から財政支援を享受することにより、市負担の軽減が期待できます。

4 民営化に対する基本的な方針

（1）実施方針

- ① 民営化を進めるに当たっては、保護者、市民、議会等へ情報提供や協議を行い、説明責任を果たすとともに、不安や懸念の払拭に努め、円滑に移行できるよう十分配慮します。
- ② 民営化は、単に運営費の削減のみを目的とするのではなく、公立と私立それぞれの役割を十分に発揮し、結果として本市全体の教育・保育水準を高め、教育・保育環境の向上に寄与することを目的とします。
- ③ 民営化後の野市保育所は、認定こども園への移行を前提として、移管先を選定します。

（２）民営化の手法について

民営化の手法には、「移管」と「委託」がありますが、次の理由により、本市の民営化の手法は、「移管」により行い、民設民営へ移行するものとします。

- ① 「移管」では、公立保育所等には対象とならない国・県の負担金の交付対象となるため、運営費にかかる財源が確保しやすくなります。（民設民営）

土地は貸与、建物は譲渡するケースが多く、施設の増改築や大規模修繕についても、国の補助制度が活用できます。

- ② 「委託」では、多様化する保育ニーズに対応するための保育内容等の変更などでも、運営主体の市との協議が必要となるなど、民間の特色であるノウハウを活かした迅速かつ柔軟な対応が発揮しにくくなります。（公設民営）

土地、建物とも市所有のままとなることから、施設の増改築や大規模修繕は、全額市負担となります。

（３）移管先に求める保育内容等

民営化後の保育内容については、職員配置や設備等に係る国の基準を遵守し、国が定める保育指針、幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいて教育・保育を行うことを原則とします。

子どもや保護者への影響を最小限にするために、移管前に行っていた行事や保育内容については、一定の期間においてできる限り引き継ぐこととします。

また民営化後も、保幼小中連携教育等香南市が目指す教育・保育についても引き続き取り組むなど、官民連携ができる体制を整備します。

（４）職員の処遇について

民営化の実施に当たり、民営化となった保育所に在籍する正規職員については、他の公立保育所等への配置換えを行います。

また、職員の入れ替わりに伴う環境の変化を最小限に抑えるため、会計年度任用職員のうち引き続き移管先での勤務を希望する者については、優先的に雇用するよう移管先に対して要請します。

5 公立保育所から民営化した場合の比較

項目	公立保育所	民営化認定こども園
運営主体	香南市	民間法人
保育料	所得に応じて市が決定 (3歳以上は無料)	公立保育所と同じ
保育士	市職員(保育士)	民間法人職員(保育教諭)
開園時間等 (延長保育含)	7時30分から18時45分	左記と同等以上
給食	自園調理	自園調理
入園手続き	市で申請受付	公立保育所と同じ

6 民営化により実施する保育内容

次に記載する野市保育所の保育を基準として、これを維持もしくは、民間法人の提案により、これを上回る保育サービスの実施も可能とします。

	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
園児数	24	32	50	50	50	206
クラス数	2	2	3	2	2	11

休園日	日曜日及び祝日、12月29日から1月3日までの年末年始
開園時間	7時30分から18時45分まで
職員配置	国が定める配置基準
給食	・アレルギー児への対応含む ・自園調理

7 保護者等説明会の実施

次の事項等について、順次、保護者等説明会を実施し、きめ細かな情報提供を行います。さらに、子どもへの影響が出ない民営化に向け、保護者の意見や要望が実施方法に反映できるように努めます。

- (1) 民営化の概要
- (2) 民営化対象施設の選定理由
- (3) 移管先法人の選定方法
- (4) 移管先法人への移管スケジュール

- (5) 移管先法人への引継（共同保育を含む）の実施方法
- (6) 移管後の教育・保育の実施

8 移管先法人の選定

移管先は、教育・保育施設運営に十分実績のある民間法人を対象に公募し、プロポーザル（企画提案）方式で選定します。

◆ 選定方法

- (1) 市の基本的な考え方に基づき、保護者等の意見を取り入れた「募集要項」を定め、移管先法人の募集を行います。
- (2) 外部有識者等を含む関係者から構成する移管先民間法人選定のための委員会を設置し、選考の公平性・透明性を確保したうえで選定を行います。

◆ その他

応募のあった民間法人が上記の「募集要項」に定める運営等の水準を満たさない場合は、移管先法人が決定するまで現行どおり、市による運営（公設公営）を継続します。

9 移管先法人への移管方法

移管先法人が、継続的かつ安定的に施設運営し、教育・保育の更なる充実が図れるように、移管先法人へ移管を実施します。

◆ 土地

原則、移管先法人へ期間を設けたうえ無償で貸し付けることとし、期間経過後、問題がないようであれば貸付期間の延長を行います。

市が賃借している民有地（保護者駐車場）については市の賃借と同条件により、移管先法人が土地所有者と賃借契約を締結できるよう取り計らいます。

◆ 建物

原則、移管先法人へ無償譲渡を行います。

◆ 工作物、備品

原則、移管先法人へ無償譲渡を行います。

10 移管先法人への引継方法

運営主体が移管先法人に変わることから、入所児童に配慮し、環境の変化を穏やかにするために、引継ぎを実施します。

◆ 引継期間

民営化実施の1年前までには移管先法人を決定し、引継期間を確保します。

◆ 引継・合同保育

子ども達が移管先法人の保育士等の職員との信頼関係を築いたうえで移管することができるよう、十分な引継・合同保育期間を設け、安定的に保育を引き継ぐようにします。

◆ 引継内容

- (1) 子どもに関する健康・発育などの記録を基に、子ども一人ひとりの生活の様子や状況などの引継ぎを実施します。
- (2) 教育・保育目標や計画及び指導計画、各クラスでの教育・保育内容や子どもの受入れ、引き渡しなどの日々の教育・保育の流れ、年間行事、月間行事、給食、保健衛生、施設管理、安全対策、保護者・地域との関係等施設運営全般について引継ぎを実施します。

◆ 保育料等

保育料は、条例等に基づき、市が決定するため、市が設置運営する場合と同額となります。

保育料以外の教材、制服等の経済的負担が増える可能性も考えられますが、経済的負担が増える際は、移管先法人と保護者の話し合いのうえで決定となります。

11 民営化後の香南市の役割

民営化を実施した後においても、移管先法人に対する指導監査、児童の利用調整等に、市が一定の関与を保ち続けます。

民営化後、保護者アンケートを実施し、その運営状況を確認するとともに、民営化後1年間は、保護者・移管先法人・市の三者において話し合いの場（三者協議）を設け、疑問等の解消を図り、必要な改善・指導を実施します。その後も保護者の依頼を受けて三者協議の場を設けます。

また、市が定期的に施設を訪問し、適切な保育サービスが提供されているかを確認するとともに、必要に応じ助言・指導を実施することにより、市として民営化の検証を行

い、民営化後の施設運営に活かしていくものとします。

なお、適切な保育サービス内容の提供がされていない場合に、市が勧告することやそれに従わない場合には設置認可規定に基づき、認可を取り消し、新たな運営法人の選定又は公営による施設の運営も検討します。

12 施設整備に関する補助

民営化に係る施設整備費に対する補助については、「就学前教育・保育施設整備交付金」の交付決定を前提としており、交付決定された場合、同交付金交付要綱に基づき補助を行います。（国 1/2、市 1/4、移管先法人 1/4）なお、同交付金の交付を受けることができない場合は、同交付金交付要綱に定められている市負担分（1/4）については、市が補助します。（市 1/4、移管先法人 3/4）

また、同交付金の交付を受けようとする場合、交付金の内示通知があるまで、本園舎及び仮園舎の設計及び工事着工は認められません。

なお、本市市議会の議決が得られなかった場合や、交付決定がなされなかった際に民営化事業者が被る被害について、市は責めを負いません。また、補助金額については予算の範囲内とする点に留意してください。

13 民営化スケジュール

実施時期	内 容
令和 8 年度	保護者、地域、職員への説明会 募集要項の作成 移管法人の募集について法人等への周知
令和 9 年度	選定委員会の設置 移管法人候補者の公募 移管法人候補の決定 保護者、職員への説明会
令和 10 年度	移管法人への引継ぎ 財産処分等の手続き 関係例規の改正 認定こども園としての認可手続き 引継保育の実施
令和 11 年度	民営化実施（4 月 1 日開園） 引継保育の実施 施設改修工事

